

等の場合の課税の特例（第百十八条―第百二十条）

告（第百二十一条―第百二十八条）

び決定（第百二十九条―第百三十七条）

色申告（第百二十一条―第百二十八条）

正及び決定（第百二十九条―第百三十七条）

に、「第百六十四条」を「第百六十三条」に改める。

第二条第十二号の六及び第十二号の六の二を次のように改める。

十二の六 現物分配法人 現物分配（法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう。次号及び第十二号の十五において同じ。）によりその有する資産の移転を行つた法人をいう。

イ 剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）

ロ 第二十四条第一項第三号から第六号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由

十二の六の二 被現物分配法人 現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人をいう。

第二条第十二号の七の五中「第四条の二に規定する完全支配関係」を「完全支配関係（第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下この号において同じ。）」に改め、「当該」を削り、同号を同条第十二号の七の七とし、同条第十二号の七の四の次に次の二号を加える。

十二の七の五 支配関係 一の者が法人の発行済株式若しくは出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係をいう。

十二の七の六 完全支配関係 一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

第二条第十二号の八中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条に

において「発行済株式等」という。）を「発行済株式等」に改め、第十二号の十一において同じ」を削り、同号イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあつては、総額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数（出資にあつては、金額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の九及び第十二号の十を次のように改める。

十二の九 分割型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割の日において当該分割に係る分割対価資産（分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）その他の資産をいう。以下第十二号の十一までにおいて同じ。）のすべてが分割法人の株主等に交付される場合の当該分割

ロ 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の当

## 該分割

十二の十 分社型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割の日において当該分割に係る分割対価資産が分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割（分割対価資産が交付されるものに限る。）

ロ 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合（分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く。）の当該分割

第二条第十二号の十一中「（分割型分割にあつては分割法人の株主等に」を「で分割対価資産として」に改め、「以下この号において同じ」を削り、「（当該株主等に対する剰余金の配当等として交付される分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）が交付されず、かつ」を「が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割にあつては」に、「当該株主等の有する」を「分割法人の株主等の有する当該」に改め、「の数」の下に「（出資にあつては、金額）」を加え、「分社型分割にあつては分割法人に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないものに」

を削り、同号イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の十四イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の十五を次のように改める。

十二の十五 適格現物分配 内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみであるものをいう。

第二条第十二号の十六イ中「同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係」を「当該株式交換完全親法人による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する

関係」を「による支配関係」に改め、同号口(1)中「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「相当する数の者の全部」を「直前の従業者の全部」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「には、当該相当する数の者」を「には、当該直前の従業者」に、「(1)が当該」を「(1)で当該」に、「ことが見込まれ、かつ、当該相当する数の者」を「者の数と当該直前の従業者」に、「ものが当該」を「もので当該」に、「ことが見込まれていること。」を「者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。」に改め、同号口(2)中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第十二号の十七イ中「同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。ロにおいて同じ。）の全部を直接若しくは間接に保有される関係」を「同一の者による完全支配関係」に改め、同号口中「が他方の法人の発行済株式の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同号口(1)中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「相当する数の者の全部」を「直前の従業者の全部」に、「には、当該相当する数の者」を「には、当該

直前の従業者」に、ウが当該をウで当該に、「ことが見込まれ、かつ、当該相当する数の者」を「者の数と当該直前の従業者」に、「ものが当該」を「もので当該」に、「ことが見込まれていること。」を「者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。」に改め、同号ロ(2)中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第二十九号の二八(1)中「会社法」の下に「(平成十七年法律第八十六号)」を、「部分に限る。」の下に「(事業譲渡等の承認等)」を加え、同条第三十五号から第三十七号までを削り、同条第三十八号を同条第三十五号とし、同条第三十九号を同条第三十六号とし、同条第四十号中「及び第三十三号から第三十七号まで」を、「第三十三号及び第三十四号」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第四十一号を同条第三十八号とし、同条第四十二号を削り、同条第四十三号を同条第三十九号とし、同条第四十四号中「第十九条(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力)、次編第一章第一節」を「この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節」に、「及び第三百三十四条の二第四項」を「並びに第三百三十五条第三項第三号及び第四項」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第四十五号を同条第四十一号とし、同条第四十六号から第四十八号までを四号ずつ繰り上げる。

第四条の二中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。以下この条」を「連結除外法人（普通法人以外の法人、破産手続開始の決定を受けた法人、資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社その他政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。）及び外国法人が介在しないものとして政令で定める関係に限る。以下この章」に、「普通法人に限るものとし、清算中の法人、資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社その他政令で定める法人」を「連結除外法人」に改める。

第四条の三第三項中「同条に規定する」を削り、「（以下この条において「完全支配関係」という。）がある前条」を「がある同条」に、「六月」を「三月」に改め、同条第六項中「同条」を「この項の規定の適用を受けて同条」に、「六月」を「三月」に、「五月」を「二月」に改め、同条第八項中「五月」を「三月」に改め、同条第九項第一号中「及び次号」及び「（次号において「関連法人」という。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第十項中「第十五条の二第二項（連結事業年度の意義）」を「第十四条第二項（第一号に係る部分に限る。次項



において同じ。) (みなし事業年度) に、「同項各号に定める期間の開始の日」を「同日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日の翌日」に改め、同条第十一項第一号中「及び次号」及び「(次号において「関連法人」という。)」を削り、「翌日」の下に「(第十四条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該翌日と当該前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の末日の翌日とのうちいずれか遅い日)」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、「なつた日」の下に「(第十四条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の末日の翌日)」を加え、同号を同項第二号とする。

第四条の五第二項第一号中「第四条の二に規定する」及び「(第七号において「完全支配関係」という。)」を削り、同項第四号中「連結子法人の解散」の下に「(合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。)」又は残余財産の確定」を、「の日」の下に「又はその残余財産の確定の日の翌日」を加え、同項第五号中「(解散したものを除く。)」を削り、「第三号」を「前二号」に改める。

第五条中「各事業年度の」を、「各事業年度の」に改め、「清算所得について清算所得に対する法人税を」を削る。

第六条を削り、第六条の二を第六条とする。

第七条中「所得及び清算所得」を「所得」に改め、「それぞれ」及び「及び清算所得に対する法人税」を削る。

第八条中「第六条の二」を「第六条」に改める。

第十条の三第一項第三号を削る。

第十二条第三項中「各連結事業年度」を「及び各連結事業年度」に改め、「及び清算所得の金額」を削る。

第十四条中「第六号から第八号まで」を「第五号から第七号まで」に、「第九号、第十四号、第十五号及び第十七号」を「第八号、第十二号、第十三号及び第十五号」に、「第十三号及び第十八号」を「第十号及び第十六号」に、「第十六号」を「第十四号」に改め、同条第一号中「である普通法人又は協同組合等」を「（連結子法人を除く。）」に改め、「（第十号に掲げる場合を除く。）」を削り、同条第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「次号、第七号及び第二十号」を「以下この項及び次項」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第

八号」を「第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「完全支配関係をいう」を「政令で定める関係に限る」に、「この号及び第八号」を「この項及び次項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「（当該他の内国法人が第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの期間は、当該他の内国法人の加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号中「次号、第十一号、第十三号から第十五号まで及び第十七号から第二十号まで」を「次号から第十三号まで及び第十五号から第十八号まで」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「解散（合併による解散を除く。）をした」を「破産手続開始の決定を受けた」に、「解散の日」を「破産手続開始の決定の日」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「連結子法人が」を「連結子法人の」に、「解散した」を「解散し、又は残余財産が確定した」に改め、「前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同号を同条第十号とし、同条第十二号を削り、同条第十三号を同条第十一号とし、同条第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「場合」の下に「（第十号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同条第二十一号とし、同条第二十四号中「内国法人である普通法人又

は協同組合等で清算中のもの」を「清算中の内国法人（連結子法人を除く。）」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 第四条の二に規定する他の内国法人が、前項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合（同項第八号又は第十一号に掲げる場合にも該当することとなつた場合を除く。）において、当該他の内国法人のこの項の規定の適用がないものとした場合に加算日（前項第六号に規定する加算日又は同項第七号に規定する加算日をいう。以下この項において同じ。）の前日の属する事業年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限となる日までに、この項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該加算日から当該加算日の前日の属する月次決算期間（法人の会計期間をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該他の内国法人と連結親法人又は前項第七号に規定する内国法人との間に当該連結親法人又は内国法人による完全支配関係がある場合、前条第一項及び前

項第六号又は第七号の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を、当該他の内国法人の事業年度とみなす。

イ 前項第六号に掲げる場合に該当することとなつた場合、当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間

ロ 前項第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、第四条の二の承認を受けたとき、当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日（当該翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日）までの期間

ハ 前項第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、第四条の三第一項の申請が却下されたとき、当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間（ハにおいて「加入前期間」という。）、当該末日の翌日から当該翌日の属する連結

申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、加入前期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

二 前号に掲げる場合以外の場合 前項第六号又は第七号の規定は、適用しない。

第十五条の二第一項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、第十四条第十二号（みなし事業年度）の規定の適用がないものとした場合における事業年度）」を削り、同項ただし書中「第四号」を「第三号」に、「第五号及び第六号」を「第四号」に、「        」はこれらの号」を「        」は同号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「解散した」を「解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をし、又は残余財産が確定した」に改め、「の前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「第四条の二に規定する完全支配関係（以下この項及び次項において「完全支配関係」という。）」を「完全支配関係（第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、「第四条の三第十一項第一号」の下に「（連結納税の承認の申

請)」を加え、「関連法人」を「当該時価評価法人又は同条第九項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するもの(次項において「時価評価法人等」という。)」に改め、

「(同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に当該他の内国法人(連結申請特例年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による当該完全支配関係を有することとなつたものに限る。)が当該他の内国法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、当該内国法人がその承認を受けた日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日)」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改める。

2 第十四条第二項(第一号に係る部分に限る。)(みなし事業年度)の規定の適用を受ける法人(同号ハに掲げる場合に該当するもの及び時価評価法人等で加入月次決算日(連結親法人との間に完全支配関係を有することとなつた日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日をいう。以下この項において同じ。))が同条第一項第五号に規定する連結申請特例年度終了の日以前であるものを除く。)の最初連結事業年度は、前項第四号の規定にかかわらず、加入月次決算日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。

第十五条の二第三項を削る。

第二十二条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「含む。」の下に「及び残余財産の分配又は引渡し」を加える。

第二十三条第一項中「受ける次に」を「次に」に改め、「金額（」の下に「第一号に掲げる金額にあつては、」を加え、「第一号に掲げるもの」を「もの及び適格現物分配に係るもの」に、「のうち、連結法人株式会社等（連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を「受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式会社等）」に、「の百分の五十に相当する金額並びに関係法人株式会社等に係る配当等の額」を「にあつては、当該配当等の額の百分の五十に相当する金額）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第二十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずる



ことが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る配当等の額（その予定されていた事由（第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用があるものを除く。）に基因するものとして政令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第二十三条第四項第二号を削り、同項第一号中「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 その保有する完全子法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額
- 二 その保有する関係法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

第二十三条第八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び第二項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及び第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項

を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「連結法人株式等」を「前項に規定する完全子法人株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項及び前項に規定する完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があつた他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式又は出資として政令で定めるものをいう。

第二十三条の二第一項中「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、内国法人がその受ける剰余金の配当等の額（次条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける剰余金の配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その剰余金の配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剰余金の配当等の額（その予定されてい

た事由に基因するものとして政令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第二十四条第一項中「価額」の下に「（適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）」を加え、同項第四号中「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に改める。

第三十五条第二項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による」を削り、「これらの法律」を「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」に改め、同条第三項中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による」を削る。

第二十六条第一項第三号中「第二百二十条（継続等の場合の所得税額等の還付）、第三百三十三条」を「又は第百三十三条」に改め、「又は第百三十七条（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）」を削り、同条第三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第四項中「支出すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改め、同条第五項中「収入すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改める。

第二編第一章第一節第三款中第三目を第四目とし、第二目の次に次の一目を加える。

### 第三目 受贈益

第二十五条の二 内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額（第三十七条（寄附金の損金不算入）又は第八十一条の六（連結事業年度における寄附金の損金不算入）の規定を適用しないとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第三十七条第七項（第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。）に規定する寄附金の額に対応するものに限る。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 前項に規定する受贈益の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてされるかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）を受けた場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又

は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとする。

3 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与を受けた場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与を受けたと認められる金額は、前項の受贈益の額に含まれるものとする。

第三十一条第二項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下）に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という）を「又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る）に、「又は分割法人」を「又は現物分配法人」に、「適格合併等の日の前日」を「適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第三十二条第二項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立（以下この項及び次

項」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人（以下この項」を「被現物分配法人（以下この条」に改め、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「適格事後設立（以下この項」を「適格現物分配（以下この項」に、「被事後設立法人に引き継ぐ」を「被現物分配法人に引き継ぐ」に改め、同項第一号を次のように改める。

（一）適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。） 当該適格合併の直前又は当該適格現物分配に係る残余財産の確定の時の繰延資産

第三十二条第四項第二号中「適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号及び次項において「適格分割型分割等」という。）」を「適格分割等」に改め、同号イ中「適格分割型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この号及び次項において「分割承継法人等」という。）」を「適格分割等により分割承継法人等」に改め、同号ロ中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「適格分割等により分割承継法人等」に改め、同号ハ中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第

五項中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という）」を「又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る）」に、「又は分割法人」を「又は現物分配法人」に、「適格合併等の日の前日」を「適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「第二項に規定する適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第三十三条第三項中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「これらの法律」を「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改め、同条第四項中「民事再生法の規定による」を削る。

第三十五条を次のように改める。

### 第三十五条 削除

第三十七条第二項中「連結完全支配関係がある連結法人」を「完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人」に、「があるときは、その寄附金の額」を「（第二十五条の二（受贈益の益金不算入）又は第八十一条の三第一項（第二十五条の二に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別

損金額の益金又は損金算入)の規定を適用しないとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される第二十五条の二第二項に規定する受贈益の額に対応するものに限る。)に改める。

第三十八条第三項中「収入すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改め、同条第四項中「支出すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改める。

第三十九条第二項中「同項又は」を「同項若しくは」に改め、「受ける配当等の益金不算入」の下に「又は第六十二条の五第四項(現物分配による資産の譲渡)」を加える。

第四十二条第五項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項及び第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第四十三条第三項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分



割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「当該設けた」を「その設けた」に改め、同項第一号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人（以下この条を「被現物分配法人（第八項第二号イ及び第九項）に改め、同項第二号中「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」当該適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「適格分社型分割等に際して」を「適格分割等に際して」に改め、同号イ中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号口中「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第九項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十一項中「事後設立」を「現物分配」に改める。